

平成29年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

平成29年3月3日（金）

午前10時 開 議

【再 開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	
日程第2	諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布		
・要請書の配布		
(1) 要請第1号	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する要請書	
・出張報告		
【町長施政方針演述】	2
日程第3	町長施政方針演述	
【教育委員長教育行政方針演述】	10
日程第4	教育委員長教育行政方針演述	
【報告第1号～報告第3号】	12
日程第5	報告第1号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について
日程第6	報告第2号	盛岡北部行政事務組合規約の一部変更の協議に係る専決処分の報告について
日程第7	報告第3号	車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について
【議案第1号～議案第19号上程、説明】	15
日程第8	議案第1号	平成29年度葛巻町一般会計予算
日程第9	議案第2号	平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第10	議案第3号	平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第11 議案第4号 平成29年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 議案第5号 平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第13 議案第6号 平成29年度葛巻町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第7号 平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第8号 平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第3号）
- 日程第16 議案第9号 平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第17 議案第10号 平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第18 議案第11号 平成28年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第19 議案第12号 平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第2号）
- 日程第20 議案第13号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第14号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第15号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第23 議案第16号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第17号 いらっしやい葛巻子育て支援住宅条例
- 日程第25 議案第18号 葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例
- 日程第26 議案第19号 養護老人ホーム葛葉荘整備工事の変更請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

平成29年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成29年2月23日（木）							
再開年月日	平成29年3月3日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	平成29年3月3日（金） 開議10時00分 散会12時37分							
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早 席 席 刻 刻 退 退	議席番号	議員氏名		出席の有無	議席番号	議員氏名		出席の有無
	1	畑 福 弘		○	6	姉 帯 春 治		○
	2	山 崎 邦 廣		○	7	山 岸 はる美		○
	3	大 平 守		○	8	辰 柳 敬 一		○
	4	柴 田 勇 雄		○	9	高 宮 一 明		○
	5	鈴 木 満		○	10	中 崎 和 久		○
会議録署名議員	1 番	畑 福 弘		5 番	鈴 木 満			
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子		議会事務局総務係長	遠 藤 政 明			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	住民会計課長	村 中 英 治
	副 町 長	觸 澤 義 美	健康福祉課長	深澤口 和 則
	教育委員長	竹 川 高 行	農林環境エネルギー課長 兼 農業委員会事務局長	中 村 輝 実
	農業委員会長	深 澤 進	建設水道課長	冬 村 一 彦
	代表監査委員	馬 淵 文 雄	教育委員会事務局教育次長	檜 木 幸 夫
	教 育 長	中 田 直 雅	病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太	

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、平成29年葛巻町議会を開会します。
本日の会議に先立ちまして、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (澤口節子さん)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章

第1章 幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。

第2章 明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。

第3章 豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。

以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

ただいまから、平成29年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月14日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、畑福弘君及び5番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、要請第1号、農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する要請書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

1月18日、岩手地区議会議長会議長・事務局長会議出席のため、岩手町に出張しました。

1月23日、盛岡広域8市町議会議長会正副議長会議出席のため、滝沢市に出張しました。

2月1日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会研修会出席のため、久慈市に出張しました。

2月5日、葛巻ふるさと会総会出席のため、東京都に出張しました。

2月6日から8日まで、輝くふるさと常任委員会県外行政視察のため、東京都に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成28年葛巻町議会12月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。

町長。

町長（鈴木重男君）

本日、ここに平成29年葛巻町議会3月定例会議が開催されるにあたり、平成29年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、平成28年度は、地域資源とその機能を最大限に活用した地方創生の取り組みが評価され、県内初、自治体として全国で2番目となる、みどりの文化賞を受賞したほか、46年ぶりとなる希望郷いわて国体の開催、さらにはNHKや民間放送事業者の全国放送の番組で、これまでの取り組みが紹介されるなど、町が持つ魅力をより効果的に情報発信したことで、多くの皆様から高く評価をいただいたところであります。

町が抱える最重要課題であります人口減少問題に果敢に挑んでいく中で、町の魅力や取り組みをしっかりと情報発信していくことは大事な取り組みであり、今後の交流人口や移住・定住者の増加にもつながってまいります。

こうしたことから、町の魅力をより一層高め、効果的に情報を発信していくため、これまで以上に町民と行政が一体となった取り組みを進めるのはもちろんのこと、まさに、まちづくりは人づくりでもありますので、まちづくりに熱意と意欲を持った人材の育成と招へいにも努め、町が持つ地域資源を最大限に活かす取り組みを積極果敢に行ってまいります。

平成28年度からスタートした町総合計画では、これまで先人が築きあげてきた全ての財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人ひとりがまちづくりの主役として自助・共助・公助の精神で幸せを実感できるまちを創造し、夢と誇りを持ち住み続けたいと思えるまちづくりに取り組むこととしております。

新たな発想、資源の探求、自立への挑戦、協働から協創への四つの姿勢を大事にし、ひとや地域、資源を効果的に結びつけ、地域資源を活かす“しごと”、いきいきと輝き続ける“ひと”、誰もが住みたくなる“まち”の三つの基本目標を柱に掲げ、希望に満

ちたまちづくりを進めるため、未来を協創する高原文化のまちを目指すべき将来像とし、他に誇りうる町に発展させてまいりたいと思っております。

まず、一つ目の基本目標、地域資源を活かす“しごと”であります。

町が持つ多様な魅力や資源を最大限に活かし、酪農や林業の基幹産業をはじめとし、IT産業や再生可能エネルギーなど新たに取り組んできた分野を含めた地域産業の高付加価値化とブランド化をより一層推進するため、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現、交流・連携の強化による地域産業の育成、地域産業を活かした起業支援と雇用確保に取り組み、山村にある力、魅力をより輝かせ、新規就農や起業家支援、6次産業化などにより若者の雇用創出を図り、交流人口の拡大と移住・定住を促進し、活力と賑わいのある町を目指してまいります。

二つ目の基本目標、いきいきと輝き続ける“ひと”であります。

次代を担う子どもたちが、様々な経験を通して、将来への夢を思い描ける機会の創出に努めるとともに、町の魅力や地域の良さを再認識し、次の世代へ継承していくための新しい時代に即した教育の充実を図るため、子どもを安心して産み育てられる子育て支援、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくり、協創のまちづくりの推進などに取り組み、少子高齢化が進む中、子どもから高齢者まで全ての町民が豊かなところを持ち、共に支え合う思いやりのある地域社会の確立に努めてまいります。

三つ目の基本目標、誰もが住みたくなる“まち”であります。

町が持つ自然、空間、ゆとりを大切にしながら、町民が心安らく快適な生活を送ることができるよう、住環境の整備を推進するとともに、安全安心を実感できる生活基盤の充実を図るため、快適に暮らせる生活環境の創出、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくり、こころ穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりなどに取り組み、町民一人ひとりが主役となり住み続けたいと思えるまちづくりに努めてまいります。

続きまして、平成29年度の行財政運営について申し上げます。

はじめに、平成29年度の財政運営についてであります。

まず、予算の概要であります。平成29年度当初予算は、人口減少対策予算と位置づけ、移住・定住対策、子育て支援対策、交流人口拡大対策などに重点を置き、10年、20年先を見通しながらも、短期的に効果が表れるような取り組みのための予算としております。

特にも、20代、30代の若い世代の移住者・定住者の確保を加速化させていかなければならないことから、子育て世代の住環境に関する事業や暮らし体験ツアー、インターンシップ受け入れ、スポーツツーリズム奨励事業などの交流に関する事業に積極的に取り組んでまいります。

予算の規模であります。一般会計予算につきましては、平成28年度に実施した養護老人ホーム葛葉荘整備工事、葛巻病院改築事業など大型事業に対する支出が減少したことから、平成28年度当初予算を約1,622,600,000円下回る、総額5,273,610,000円、前年度比23.5パーセントの減となる予算を編成いたしました。

特別会計につきましては、病院、水道の企業会計を除いた国民健康保険事業、農業集

落排水事業、後期高齢者医療事業の三つの会計の合計額が1,477,050,000円で、前年度比2パーセントの減となっており、一般会計と三つの特別会計の合計額は6,750,670,000円となり、前年度比19.7パーセントの減となったところであります。

企業会計では、病院事業会計が病院改築事業費の減により、支出ベースで1,995,890,000円となり、前年度比37.3パーセントの減、水道事業会計については、新年度から新たに企業会計に移行するため前年度との比較はできませんが、支出ベースで460,340,000円となりました。

また、養護老人ホーム葛葉荘整備工事、病院建設費繰出金、災害復旧事業、江川地区水道整備事業など、平成29年度に繰り越される事業費は、総額で2,500,420,000円を見込んでおり、すべての会計の当初予算額と繰越予算額を合わせた総予算額は11,707,330,000円としておるところでございます。

一般会計の歳入では、地方財政計画の基本方針及び近年の社会情勢等を踏まえ算定しており、町税、地方交付税ともに前年度とほぼ同額を見込んでいるところであります。

また、各種事業の財源確保のため、基金からの繰入金金を63,450,000円、前年度比90.9パーセントの減、町債は651,900,000円、前年度比57.5パーセントの減を計上したところであります。

歳出では、まちづくりの三つの基本目標の達成に向け、各分野においてハード事業、ソフト事業のバランスと事業の選択と集中を念頭に置き、公営学習塾の開設に向けた準備、保育料の第2子の無料化、高齢者等外出支援、タクシー利用助成など、各世代が安心安全に暮らせるまちづくりに向けた経費のほか、地域おこし協力隊導入事業、定住対策住宅取得支援事業、葛巻町スポーツツーリズム奨励補助金、小屋瀬小学校校舎改修事業、総合運動公園スポーツコート人工芝生化改修工事、障がい児通学支援事業など、新たな事業を予算計上したほか、町道茶屋場田子線道路改良事業、グリーンテージ改修事業、草地畜産基盤整備事業、子育て世代定住促進住宅整備事業などの継続事業、昨年8月に発生した台風10号で被災した箇所への復旧に係る経費などを盛り込んだところであります。

性質別で見ますと、普通建設事業費などの投資的経費は、大型事業の減少に伴い、前年度比923,870,000円、51.9パーセントの減となっております。

次に、平成29年度の行政運営、まちづくりの施策概要について、申し上げます。

町総合計画における平成28年度からの4年間の前期計画では、ひと・まち・しごとを紡ぎ一歩先行く山村くずまきをキャッチフレーズに掲げ、特にも町の最重要課題である人口減少問題の解決へ向け、20代、30代の若者を町に定着させるため、教育、子育て環境の充実、若者世代の確保対策、6次産業化と起業家支援に重点を置いた取り組みを進めてまいることとしております。

また、その他の分野におきましても、長期的ビジョンを持ちながらも、短期間で具体的な成果が実感できる事業に取り組むことが重要であり、スピード感を持って課題の解決を図ってまいりたいと考えているところであります。

続きまして、町総合計画に掲げる三つの基本目標の達成に向けた、施策体系ごとの取り組みについて、申し上げます。

はじめに、農業の振興、林業の振興、農林産物加工の振興のため、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現でございます。

基幹産業である農林業において、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者、林業労働者の確保、育成に努めてまいります。

また、新葛巻型酪農構想を推進し、これからの時代に対応した新農山村モデルとなる取り組みや、農地の集積と集約化、遊休農地の解消と生産コストの低減に取り組んでまいります。

林業では、公益的機能が発揮できる森林整備を推進し、地場産材の利活用、緑とのふれあいの促進などにより森林資源を日常生活に活かす工夫に努めてまいります。

また、農林産物の1次産品の供給だけに終わることなく、6次産業化の取り組みや農商工連携の取り組みなどにより高付加価値化を図り、高品質なくずまきブランドの定着が図られるような取り組みを進めてまいります。

主な事業としましては、粗飼料生産基盤の強化と酪農経営規模拡大のための草地畜産基盤整備事業費補助、新葛巻型酪農構想で目指しているバイオマスエネルギーの農業分野での活用を検討するバイオマス廃熱利用作物検討業務、畜産経営の労働負担を軽減する機械導入を図るため、畜産労働力負担軽減対策事業など、新たな事業に取り組むほか、地域ぐるみによる畜産振興体制の確立に向けた畜産クラスター協議会運営費補助、農業後継者を育成するための農畜産業推進研修助成、中心的な経営体の育成と地域資源を活用した効率的な畜産を実現するため、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業、農業経営環境の充実を図るため、中山間地域総合整備事業、江川地区であります。森林資源の活用を図る公有林整備事業など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興、観光の振興、交流・連携の推進のための交流・連携の強化による地域産業の育成でございます。

移住・定住人口の拡大を図るためには、都市と農村との地域間交流やグリーン・ツーリズム、スポーツツーリズムなどの多様な分野における交流の推進のほか、若年層の旅行需要喚起や葛巻ファンの獲得などが重要であり、観光・交流・連携の強化に努めてまいります。

また、経営品質の向上による個店への誘客を図る魅力づくりや後継者の育成、技術の継承、創業支援など商工業の振興を図り、地元購買率の向上や地域経済の活性化を進めます。

主な事業としましては、町の観光・交流拠点の充実のためのグリーンテージ改修事業、首都圏、都市部からの移住促進のためのくずまき暮らし体験ツアー業務委託、まちなかの賑わい創出に向けた個人商店トイレ改修事業、町外からのスポーツ合宿誘致とスポーツ大会開催を奨励し、交流人口の増加を図るための葛巻町スポーツツーリズム奨励補助金など、新たな事業に取り組むほか、移住・定住の促進や町内の新婚世帯を応援するための定住促進奨励金、移住希望者の町内見学等を推進するためのいらっしやいくずまき体験支援事業、住民、民間、行政が一体となった観光地域づくりで交流人口の増加を図り、地域経済の活性化に向けたくずまき型観光産業若者起業・雇用創出事業、経営改善

の専門家による商店街全体の魅力を高める取り組みのための成功モデル創出・波及事業、住環境の充実を図り町内工業の活性化に向けた快適な住まいづくり応援事業費補助、商店等の経営継続を図るための商店等設備導入支援事業など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、起業支援と雇用の確保のための地域産業を活かした起業支援と雇用の確保でございます。

求職と求人が噛み合わない雇用のミスマッチなど、労働力の確保や雇用の場の確保が難しい状況にある中、町内事業所への雇用支援のほか、新規起業家への支援、企業誘致、農商工連携による経営革新などを進め、地域経済の活性化に努めてまいります。

主な事業としましては、若者の移住・定住と人材を確保するため、県内大学生等に就業体験の機会を提供する葛巻型インターンシップ受入事業委託業務など、新たな事業に取り組むほか、中小企業の経営安定を図るための中小企業振興資金融資制度・利子補給事業、企業の経営革新と後継者育成や技術取得等のためのくずまき型持続可能な産業づくり支援事業、雇用の確保、促進を図るため、新規雇用者を採用した町内企業に対し助成する雇用促進事業など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、子育て環境の充実のための子どもを安心して産み育てられる子育て支援でございます。

少子化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、多様な保育ニーズに対応できる環境整備に努めてまいります。

また、子育て相談や経済的負担軽減などの援助体制の充実を図ることで、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めるとともに、専門医療機関での受診体制など妊産婦が安心して医療サービスが受けられるよう、総合的な支援に努めます。

さらに、時代の変化に対応した就学前教育の充実を図り、児童福祉施設と小中学校との連携強化を図ってまいります。

主な事業としましては、子育て世帯の移住と永住を促進するための子育て世代移住者住宅取得支援事業、町内在住者の定住を奨励するため、定住対策住宅取得支援事業、20代、30代の独身男女の出会いと結婚を支援するための、仮称であります、くずまき出会いサポート協議会助成、不妊に悩む夫婦に対し、治療方法の拡大や助成額の引き上げなどの充実を図る不妊治療費助成、就学前教育の充実を図り、子育て世代の経済的負担を軽減するための保育料第2子の無料化など、新たな事業に取り組むほか、移住する子育て世代が定住できる住環境を提供するための子育て支援住宅整備事業、若者の定住を促進するため、民間アパートの家賃の一部をくずまき商品券で助成する若者定住推進家賃助成事業、安心して子どもを産むことができる環境づくりのため、マタニティライフサポート事業など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、教育の充実、生涯学習の充実と文化の継承、生涯スポーツ推進のための学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成でございます。

引き続き、連携型中高一貫教育の充実を図るほか、保育園、小学校を含めた教育連携のさらなる強化と、国際理解・情報・キャリア教育の充実を図り、一貫した学力向上と学習指導の充実を図るほか、学校規模の適正化や教育施設環境の充実に取り組んでま

います。

また、葛巻高校における山村留学の推進や大学進学に向けた学習レベル向上の育英制度の充実などを図り、誰もが教育を受けることができる機会の確保に努めます。

生涯学習関連では、生涯学習ネットワークを拡充し、学習支援の充実と情報提供に努めるとともに生涯学習施設等の有効活用を図るほか、地域の文化に触れる機会を創出し、先人が築いた歴史と伝統文化の継承に努めます。

また、施設機能が向上した体育施設の有効活用を図りスポーツツーリズムの推進に努めるほか、町民の健康増進と体力向上のため、スポーツを通じた夢のあるまちづくりに取り組み、トップアスリートのプレーに直接触れる機会を創出し、生涯スポーツ、競技スポーツの推進を図ってまいります。

主な事業としましては、葛巻高校生を対象にした学習塾を設置するための公営学習塾開設準備業務、山村留学生専用の寮建設に向けた山村留学学生寮等整備調査業務、建築から30年以上を経過した校舎の快適性を向上するための小屋瀬小学校校舎改修事業、音感教育や情操教育を養うため、保育園等で実施しているバイオリン教室を小学生にも継続させるための親子バイオリン教室事業、子どもから高齢者まで誰もがスポーツを楽しむ人工芝のスポーツコートを整備する総合運動公園スポーツコート人工芝生化改修工事など、新たな事業に取り組むほか、留学生や町外からの入学者の受け入れ体制の充実に向けたくずまき山村留学事業及び葛巻高校生下宿費助成事業、学校教育の授業力のブラッシュアップのための学校教育アドバイザー派遣事業、複式学級における教育の充実を図るための学力向上支援員事業、葛巻高校の魅力ある高校づくりに向けた高等学校教育振興協議会事業費補助金など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、保健・医療の充実、福祉の充実のための誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりでございます。

町民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む環境を築くため、各種検診、保健サービス活動の一層の充実と受診率の向上に取り組み、町民の健康維持と医療費の抑制、適正化を図ってまいります。

また、地域医療の充実と救急医療の確保を図るため、医師等をはじめとした医療、介護関係者の確保と育成に努めるほか、地域が連携した自殺予防を推進するため、ゲートキーパーなど人材の育成強化に取り組み、こころの健康相談体制の充実を図ります。

福祉関連では、住民の支え合いによる地域福祉社会の実現を目指し、高齢者や障がい者の生活援護、自立支援、自立助長などの相談、支援体制の充実に取り組むほか、高齢者が安心して暮らせる健康づくり、介護予防を推進するとともに、地域包括ケアシステムの確立に努めてまいります。

主な事業としましては、要配慮者に対するきめ細かな送迎を行い、受診機会の確保と受診率の向上を図るための検診受診困難者送迎事業、路線バスの利用が困難な高齢者及び障がい者の移動を支援するための高齢者等外出支援事業、障がい児が町外の特別支援学校に通学するための障がい児通学支援事業、公共交通機関がない地域に通院バスを運行し、医療格差の是正を図るためのバスを更新する通院バス更新事業、生活機能改善を目的とした運動機能向上や改善のための短期集中通所型サービスの介護予防事業通所

型サービスC、障がい者の雇用機会を促進するため、職場実習を受け入れた町内企業に助成する障がい者職場実習事業など、新たな事業に取り組むほか、医療、看護専門職員等の人材確保を図るため、看護職員等養成修学資金貸付事業、生活習慣病予防と健診受診率の向上に向けた生活習慣病予防健診無料化事業及び特定健診無料化事業、地域において誰もが安心して生活できるよう地域住民相互の支えあいによる地域福祉等特別支援事業など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、協創のまちづくり、男女共同参画社会の推進のための協創のまちづくりの推進でございます。

平成18年度から取り組んできた協働のまちづくりをさらに一步前進させ、住民と行政が共に創り上げるまちづくりを推進するとともに、住民参画機会を拡充し、参加意識や協創意識の醸成を図ります。

また、地域活動の推進や相互連携、新たな地域組織等の設立などの取り組みを支援するとともに、地域づくりを担う人材の育成に努めるほか、あらゆる分野において、男女が共に支え合う環境づくりに努め、女性が社会に参画できる機会と男女共同参画意識の醸成に努めてまいります。

主な事業としましては、人口減少、高齢化の進展に対する今後の集落のあり方等を検討する過疎地域集落再編整備事業調査設計業務など、新たな事業に取り組むほか、コミュニティ活動の推進と活性化のため、自治会活動交付金及び協働のまちづくり事業など、既存事業の継続・拡充に取り組んでまいります。

次に、生活環境の整備、交通・通信ネットワークの整備のため、快適に暮らせる生活環境の創出でございます。

移住者・定住者の受け入れを進めていくためには、住環境の充実が不可欠である一方で人口減少に伴い空き家の増加が問題となっていることから、空き家の有効活用や町営、町有住宅などの充実を図ってまいります。

また、老朽化している水道施設の計画的な更新や生活排水処理施設の普及を図るほか、ごみの広域処理化やリサイクルによる減量化など、環境にやさしい取り組みを進めてまいります。

交通・通信関連では、安全で快適に利用できるよう幹線道路網及び生活関連道路網の整備促進や維持管理体制の充実を図るほか、高齢化により生活バス路線の重要性が増していることから、バス路線の維持確保に努めるとともに利用促進の取り組みを進めてまいります。

また、情報通信基盤の適正管理に努めるほか、効率的、効果的な行政サービスの提供手段として情報化による利活用の促進など、情報の利活用に向けた取り組みなどを進めてまいります。

主な事業としましては、町営住宅の経年劣化及び損壊箇所を適切に修理し、長寿命化を図る堀の内住宅長寿命化修繕工事、くずまき斎苑の長寿命化を図るためのくずまき斎苑大規模改修工事など、新たな事業に取り組むほか、町中心部のバイパス道路機能を有する町道茶屋場田子線道路改良事業、早期完成を目指す江川簡易水道整備事業、水洗化率の向上のための水洗化普及支援事業及び町整備型浄化槽整備推進事業、道路、橋りよ

う等の維持管理に向けた道路・橋りょう長寿命化修繕工事など、住民の移動手段の確保のため、広域生活バス路線運行維持対策事業及びバス路線運行拡大支援対策事業など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、自然環境の保全と土地の利活用、再生可能エネルギーの推進のための自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりでございます。

町の財産である豊かな自然環境を後世に引き継いでいくために、自然環境の保護、保全に努めるとともに、環境教育に積極的に取り組み、町民みんなで守り育てる意識の高揚に努めてまいります。

また、太陽光、風力のほか、畜ふん、生ごみ、間伐材などを利用したバイオマス資源による発電など、再生可能エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、安価なエネルギー供給ができるようエネルギーの地産地消に向けた取り組みを推進してまいります。

主な事業としましては、循環型社会、低炭素社会の実現に向けた、エコ・エネ総合対策事業費補助金など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

次に、防災対策、消防・救急体制の充実、交通安全・防犯・青少年問題対策の充実のための、こころ穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりでございます。

複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確に対処し、効率的、効果的な活動ができるよう消防防災施設や安全装備品の充実強化を図るとともに、地域に即した消防団編成を踏まえた団員確保に努めてまいります。

また、高齢化、国際化、車社会による広域化、情報化社会などの進展により、特に高齢者や青少年が巻き込まれる交通事故や犯罪が急増していることから、関係団体と協力し、指導、普及及び啓発活動に努めてまいります。

主な事業としましては、自然災害に迅速かつ適確な対応を行うため超高密度気象観測・情報提供サービスの加入、利用、各種災害発生時において、大量の防災資機材を円滑に搬送するため、資器材搬送車の購入など新たな事業に取り組むほか、若年層及び機能別団員の確保に向けた消防団員確保対策事業、複雑多様化する災害活動から消防団員を守るための安全装備品整備事業など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

最後に、基本計画を推進していくため、行政運営の合理化と広域行政の推進でございます。

人口減少や少子高齢化などにより、町を取り巻く社会情勢が変化する中、住民からの行政ニーズも多様化しており、時代に即した行政サービスを提供していくためには、安定的な財政運営を維持し、効率的かつ持続可能な行政運営を進めてまいります。

また、盛岡広域中枢都市圏構想の推進や広域市町との連携強化を図り、さらなる行政サービスの向上と事務の効率化に努めてまいります。

主な事業としましては、新庁舎建設に係る基本的条件を定めるための新庁舎建設基本構想策定支援業務、勤労世帯や若者等が納税しやすい環境を充実し、納税意識の高揚と徴収事務の効率化を図るためのコンビニ収納システム導入経費、国民の利便性向上と行政手続きの効率化を図るために導入されたマイナンバー制度の普及とマイナンバーカードの取得推進、国保制度改革により、平成30年度から実施される広域化に円滑に移

行するため準備を進める平成30年度国保・都道府県化の推進など新たな事業に取り組むほか、町の決算に係る財務諸表への移行のための地方公会計財務書類作成支援業務、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

結びでございますが、平成29年度は、新たに地域おこし協力隊制度を導入し、地域づくりの人材を町外から登用、俗に言うよそ者の視点を取り入れ、まちづくりにおける様々な課題解決の糸口を見出していくこととしております。

また、今後も、住民ニーズを的確に捉え、新たな課題、施策もしっかりと対応していくとともに、内容の充実、強化を図るなど、さらに一步先ゆく取り組みができるよう職員に対しまして一人ひとりが行政のプロとしての自覚を持ち、業務を遂行するよう指導してまいりたいと思います。

以上、平成29年度の施策の概要を申し上げましたが、町が持つ地域の資源を最大限に活用し、先人が築き上げてきた歴史などを守りながらも、さらに発展させていくことで、次の世代を生きる町民へ新たな歴史と明るい未来を贈り届けるため、町民と一体となった取り組みを続けてまいりたいと思います。

議員各位、そして町民の皆様の温かいご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、私の施政方針演述といたします。

議長（中崎和久君）

町長施政方針演述が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（休憩時刻 10時52分）

（再開時刻 11時10分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第4、教育委員長教育行政方針演述を行います。

教育委員長。

教育委員長（竹川高行君）

教育委員長の竹川です。どうぞよろしくお願いたします。

平成29年葛巻町議会3月定例会議が開催されるにあたり、平成29年度教育行政方針について申し上げます。

近年、急速な情報化や技術革新、グローバル化など、社会は私たちの想像を超えたスピードで変化を続けております。

こうした中において、町民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送り、地域社会を支え発展を続けていくために教育の果たす役割は極めて重要であります。

教育委員会といたしましては、町行政と緊密な連携を取りながら、葛巻町総合計画の重点プロジェクトとして位置付ける人口減少対策において、魅力ある子育て・教育環境

づくりプロジェクトを推進し、保育園環境から小中学校、高等学校教育まで全体的な充実を図りながら、次の教育施策を進めてまいります。

はじめに、次代の葛巻を担う子どもたちを育む上で最も重要な基盤となる就学前教育並びに学校教育について申し上げます。

就学前教育につきましては、豊かな情操と感性を磨き集中力を育くむことを目的とした保育園におけるバイオリン学習を継続してまいります。

また、保育料につきましては、年長児及び第3子の無料化に加えて、第2子を無料化し、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

学校教育につきましては、児童生徒の生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体を総合的に育むことを教育目標として、保育園、小学校、中学校、高校の枠を超えた教育連携を強化するとともに、ふるさと学習、キャリア教育を通じて、地域社会に貢献できる児童生徒の育成に努めてまいります。

また、28年度に導入したタブレット型パソコンを有効に活用しながら、よりわかりやすい授業を実現し、一人ひとりの能力や特性に応じた学びや、子どもたち同士が互いに学び合う協働的な学びを実践してまいります。

教育施設につきましては、建築から44年が経過した小屋瀬小学校の校舎を改修し、快適な教育環境の整備を進めてまいります。

高等学校教育の振興につきましては、隣接市町への通学バスの運行や、山村留学制度等により一定の入学者を確保しているところであり、今後も県立葛巻高等学校の魅力ある学校づくりのために支援を継続してまいります。

次に、生涯を通じた学びの環境づくりについて申し上げます。

社会の変化に対応しながら、町民が生涯にわたって多様な機会を通じて学び、その成果が生きがいづくりや地域コミュニティ活動を担う人材の育成、地域課題の解決など、地域づくりの推進にも生かされる取り組みが求められております。

そのため、引き続き学びの機会や学習情報の提供に努め、各種事業を展開してまいります。

また、これまで保育園や児童館で取り組んできたバイオリン教室をさらに発展させ、小学校入学後も継続してバイオリンに取り組むことができる機会を設定し、児童及び保護者も対象とした親子バイオリン教室を開催するなど、生涯学習のさらなる充実を図ってまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進について申し上げます。

町民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康増進と体力向上に取り組むことができるよう、指導者の養成やスポーツにふれあう機会の拡充を図ります。

また、いわて国体の開催で整備された施設や取り組みの成果を国体レガシーとして活かし、新たにスポーツツーリズム奨励事業を進め、町外からのスポーツ合宿誘致や各種スポーツ大会の開催奨励など、スポーツを通じた町の交流人口の増加と活性化を目指してまいります。

さらに、総合運動公園のゲートボール場を新たにテニスやフットサルなど多種目に利

用できる人工芝のスポーツコートとして改修し、さらなる施設機能や利便性の向上を図り、町民の健康増進の場として提供してまいります。

最後に、地域文化の創造と歴史や伝統文化を継承する施策について申し上げます。

町民が地域を愛し文化に誇りを持ち、地域全体の文化環境を高めていくためには、地域活動の担い手の発掘と育成、そして、その活用が重要であり、発表会開催や伝承活動、記録保存に取り組んでまいります。

以上、29年度の教育行政の概要について申し上げます。

新しい時代を担う子どもたちが生きる力を身につけ、将来にわたり夢を持ち、健やかに成長できるよう学校教育の推進に努めるとともに、すべての町民が生涯を通じて健康で充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりを推進する生涯学習の充実、発展に取り組んでまいります。

町民並びに議員の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、教育行政方針演述といたします。

議長（中崎和久君）

教育委員長教育行政方針演述が終わりました。

お諮りします。

日程第5、報告第1号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてから、日程第7、報告第3号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてまでの3件について、一括で説明を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第3号までの3件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第1号からご説明申し上げます。

議案集の方をおめくりいただきまして、1ページお開きいただきたいと存じます。

議案資料の方も1ページになります。併せてご覧いただければと思います。

報告第1号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第6号の規定を受けまして、平成28年12月26日付けで専決処分を行ったものでございます。

資料の方1ページをお願いいたします。

専決処分を行いました改正条例案の内容でございますが、資料の方でご説明申し上げます。

改正の趣旨、理由でございますが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を推進するために、民間労働法制あるいは人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護休暇に係る地方公務員の育児休業等に関する法律、介護及び育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が行われたことを受けましての改正でございます。

改正条例名でございますが、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の2本でございます。

改正の概要としまして、資料の表の方にポイントを整理してございますので、ご覧いただきたいと思いますが、大きくは左側に整理してございます3点がございます。育児休暇、介護休暇を取得できる場合の子どもの対象範囲の拡大というのが1点。それから、介護休暇を3回まで分割できる。それから、介護時間の新設というものでございます。

詳しくは、具体的には、まず、この拡大の方でございますが、3点ございまして、1点目が、特別養子縁組のための監護期間中の子ども。それから、2点目が、養子縁組、里親に委託されている子、里親として、親としてなってほしいと希望している場合ですが、里親に委託されている。それから、3点目が、条例で定められている子ということで、本町では、この改正条例におきまして、養育、里親ということにするものでございます。

それで、法律上の子どもとして戸籍等に登録されている前であっても、必要な期間、例えば、子どもを法律上の子どもにするためには監護期間が必要とされているわけですが、そういった間の部分、それから、将来、戸籍上も親子関係、養子縁組を結ぶということが見込まれている場合で、子どもを見ている場合、そういった戸籍上まだ子どもにはなっていないのですが、子どもにする予定というような部分で、実際に監護している子どもについては、こういう休暇の対象にするというものでございます。

それから、2段目、3段目でございますが、1点目が介護休暇の分割、これにつきましては、従来、6月以内で連続していなければならないという内容でございましたけれども、これを、6月以内は変わりませんが、6月を限度として3回まで分割して取得できるようにすると。それから、二つ目が介護時間の新設でございます。連続する3年を限度に、1日2時間の範囲内で介護のための時間休暇を取得できるようにするという改正でございます。

なお、育児休業あるいは介護休暇、介護時間とも給与の支給はございまして、無給となるものでございます。現在この制度を活用して休暇を取得している実績等はございません。

施行は、平成29年1月1日からの施行でございます。

議案集の方に戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

報告第2号、盛岡北部行政事務組合規約の一部変更の協議に係る専決処分の報告についてでございます。

14 ページをお願いいたします。

専決処分書でございまして、地方自治法及び議会総合条例第9条第8号の規定を受けまして、平成29年2月20日付けで専決処分を行ったものでございます。

16 ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正点でございまして、表の一番下の部分、介護保険に関する事務というところがございまして、変更前、その下に、地域支援事業費の内訳のような感じで、住所地特例者に要する経費というところがございまして、今回これを削除するものでございます。

この住所地特例者に要する経費につきましては、2年前に介護保険法の改正を受けまして、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に移行することとされましたところ、2年間の移行期間が経過措置として設けられたものでございます。県内では北部事務組合を含むほとんどの団体は29年度からの移行でございましたが、一部27年度からの事業を始め、市町村でサービスを利用するというような場合に備えて、別枠で組合構成市町村の費用負担を12.5パーセントというように定めを追加したものでございます。今般、移行期間が終了し、新年度に北部事務組合においても新しい総合事業を開始することになりますことから、別枠扱いする必要がなくなりまして、この括りをなくする形で改正するものでございます。

4月1日からの施行でございまして。

17 ページをお願いいたします。

報告第3号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。

18 ページをお願いいたします。

専決処分書でございまして、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額について、地方自治法の規定によって、次のとおり定めるものでございます。

相手方に、損害賠償として197,532円をお支払いし、当事者は今後異議を申し立てないとするものでございます。

原因でございまして、昨年11月、葛小体育館に隣接している駐車場に駐車していた相手方の車両に、体育館屋根からの落雪により、相手方の車両を損傷させたことによるものでございます。

地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第2号の規定を受けまして、平成28年12月5日付けで専決処分を行うものでございます。

以上で、専決処分の報告を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第1号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第1号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第2号、盛岡北部行政事務組合理約の一部変更の協議に係る専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第2号、盛岡北部行政事務組合理約の一部変更の協議に係る専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第3号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第3号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを、終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第1号、平成29年度葛巻町一般会計予算から、日程第26、議案第19号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの19議案を一括議題としたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第19号までの19議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

それでは、最初に、平成29年度一般会計当初予算書と資料のご準備をお願いいたします。資料の方は、2ページから5ページにかけてでございます。

まず、当初予算書の表紙の方をめくっていただきまして、議案第1号、平成29年度葛巻町一般会計予算、第1条でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,273,613,000円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条が、地方債でございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条が、一時借入金、借入限度額を昨年度と同額8億円とするものでございます。8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

1段目の中小企業振興資金利子補給と、2段目の中小企業振興資金保証料補給は一つ

の融資制度でございまして、セットで支援するものでございます。

町内の商工業者が資金融資を受ける場合に、町内商工業の振興の観点から、町はそれぞれ1.5パーセントの利子相当額及び県信用保証協会に支払うべき保証料の全額を補給するものでございます。

期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間でございまして、27年度から実施しておりますが、現在2年間の実績として、延べ33事業者、総額124,000,000円の融資実績でございまして。

3段目の農業近代化資金利子補給は、国の農業近代化資金融通措置要綱に基づきまして、農業者等が農業施設設備の取得等のために18,000,000円を限度に資金融資を受けた場合、0.5パーセントの利子補給を行うものでございます。

期間は、29年度から52年度までの24年間でございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございまして。

全部で20事業に対しまして、総額651,900,000円の起債を予定するものであり、前年度比較では、883,500,000円の減となっているものでございます。

以下、内容につきましては、資料の方でご説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

一般会計予算総額は、先程来申し上げておりますとおり5,273,613,000円でございます。病院、葛葉荘等の大型事業関連予算が集中しました前年度から1,622,000,000円、23.5パーセントの減で、通年ベースの予算規模となっております。

歳入の主なものでございますが、資料にございまして、町税471,000,000円、前年度比0.7パーセント増ということで、ほぼ横ばい。

地方交付税が、地域おこし協力隊の配置に対しまして措置されます特別交付税の増額等を見込んでございまして、2,896,000,000円。

繰入金、病院建設への予算措置が一段落したことによりまして、636,000,000円減の63,000,000円。

町債も、883,000,000円、57.5パーセント減の651,000,000円でございます。

次に、歳出でございますが、冒頭、町長が施政方針演述で主要事業を申し上げたところでございますので、新規の事業を中心に目的別に趣旨等を簡単にご説明申し上げます。

まず、総務費でございますが、過疎地域集落再編整備事業調査業務では、人口減少、高齢化の進展に対応した今後の集落再編のあり方等を調査検討いたします。

子育て支援住宅整備事業につきましては、戸建住宅2棟の整備を予定してございます。

地域おこし協力隊関連では、主に都市部の若い人から、町に移り住んでもらい、地域課題解決のための地域協力活動に取り組んでもらいながら、併せて、地域の定住定着をも進めるものでございます。

くずまき暮らし体験ツアー業務では、実際に町内での生活体験をきっかけといたしまして、移住・定住をPR、促進してまいります。

子育て世代移住者住宅取得支援事業費では、移住者が町内に住宅を新築、あるいは中古等を購入する場合、年齢、子どもの数によって加算を設けまして、最大4,000,000

円を助成します。子育て世代の移住・定住を促進してまいります。

定住対策住宅取得支援事業では、町への確かな定住、定着をさらに促進する観点から、現に町内で暮らしてございます町民を対象に住宅を新築、購入するような場合、取得費の2分の1、最大1,000,000円を助成し、町民の定着基盤づくりを支援してまいります。

葛巻高校の存続につながる対策でございますが、公営学習塾開設準備事業では、葛巻高校生の学力向上のために町営の学習塾開設準備を進めます。

また、一番下の山村留学学生寮整備調査業務では、山村留学生の学生寮を整備するための調査を行います。

戻っていただきまして、新庁舎建設基本構想策定支援業務では、老朽化が進んでございます役場庁舎の改築に向けて基本構想の策定を行います。

葛巻型インターンシップ受入事業では、町内事業者、第3セクター等と連携し、大学生のインターンシップ受け入れを進め、町の魅力発信や産学官連携のための環境づくりに取り組みます。

次のページでございますが、くずまき出会いサポート協議会補助では、若者を主体とした新組織を立ち上げ、独身男女の出会い、結婚を支援していきます。

収納支援システム改修事業では、人口減少対策のひとつとして、税金等をコンビニでも納付できるように、若者も受け入れやすい納付環境を整備してまいります。

民生費の高齢者外出支援事業では100円バス利用等が困難な高齢者、障がい者等の方に対しまして、利用料金の2分の1、5,000円を限度にタクシー利用の助成を行い、社会参加を支援いたします。

特別支援学校通学支援事業では、隣接の特別支援学校への通学を支援するため、新年度から町でスクールバスを運行し、また、障害者職場実習事業では、障がいのある方の職場実習受け入れを行う町内事業者に対して、経費を助成し、就労拡大を図るなど、障がい者の方の生活を支援してまいります。

短期集中予防サービスでは、リハビリを短期間に集中的に受けられる体制を整備いたします。

保育料軽減の拡充では、保育料の無料化を現在の年長児及び第3子に加えて、新年度から第2子まで拡大いたします。

衛生費のくずまき斎苑大規模改修工事及び火葬炉改修期間増額費用負担では、20年経過しております火葬場について、焼却炉等を修繕し、長寿命化対策を講じるとともに、改修工事期間中の業務委託先として、業務委託先等で使用料に差額が生じたような場合は、その差額分は町で負担いたします。

農林水産業費の農畜産業推進研修助成では、昨年度まで酪農後継者のみを対象としていた研修支援を、新年度から耕種農家も含め、国内外の研修の交通費を助成します。

畜産労働力負担軽減対策事業では、畜産農家の高齢化等に対応して、飼育作業等の軽減を図るためにバンクリーナー、分娩監視カメラ等の設備を導入する場合に助成いたします。

草地畜産基盤整備事業では、葛巻第2地区の草地造成、飼料貯蔵施設の整備等を行います。

バイオマス廃熱利用作物検討業務では、新しくずまき型酪農構想に掲げる牛の増頭計画を実現するため、畜ふんバイオ発電整備を整備した場合の廃熱利用に適した作物栽培等の調査検討を行います。

商工業の個人商店等誘客環境改善事業では、通行客等の誘客を促進するため、コンビニエンスストアなどのように、商店街でも自由にトイレを利用できる環境を整備するための設備改修に助成いたします。

一つ飛んで、2年目となるくずまき型観光産業若者起業・雇用創出事業では、動きが生まれてまいりました各部会の取り組み等を支援し、人口減少の解決に向けた確かな流れの構築に取り組んでまいります。

くずまき秋まつり実行委員会誘客支援事業では、町外や町出身の参加者等を拡大する取り組みを支援し、くずまき秋まつりを観光資源とした誘客や交流人口の拡大につなげてまいります。

次のページでございしますが、グリーンテージ改修事業では、2年目となるものでございしますが、既存浴室の改修のほか、本館改修の設計等を行います。

土木費でございしますが、町道茶屋場田子線道路改良事業につきましては、事業費250,000,000円を確保し、1期工区、2期工区とも区画改良工事を進めます。

また、葛巻浦子内線につきましては、大橋架け替えのための調査設計及び用地取得等を進めます。

町営住宅長寿命化修繕工事では、築37年から39年経過しています堀の内住宅の長寿命化対策、あるいは段差解消等、高齢化対策のための工事を行います。

消防費のPOTEKA 気象情報利用許諾証では、町民にきめ細かな災害情報の提供や警報、避難指示判断等の精度を上げるために、町内5カ所に気象観測データを設置いたしまして、気象データを収集分析し、活用するシステムを整備いたします。

教育費の小屋瀬小学校校舎改修事業では、築44年経過しておりますことから、小屋瀬小学校の快適性の向上を目的に断熱、証明、暖房等の改修を行います。

総合運動公園スポーツコート人工芝生化改修工事では、80,000,000円を措置いたしまして、ゲートボール場を人工芝生にし、ゲートボールほか、テニス、フットサル等もできるようにリニューアルいたします。

町スポーツツーリズム奨励事業では、町内でスポーツ合宿をする選手やチーム、あるいはスポーツ大会の誘致に取り組む団体等に対して助成いたしまして、スポーツツーリズムを推進、加速させてまいります。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業では、昨年の台風10号に係る道路、河川等の災害復旧事業費のうち、国の事業費の年度割りの配分ルールがございまして、このことを踏まえ、29年度実施分として、全体事業費の、国庫補助対象ですが15パーセント分、75,000,000円を措置しているものでございます。

次に、特別会計をお願いいたします。

はじめに、国保会計をお願いいたします。

1ページめくっていただきまして、議案第2号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,203,526,000円と定めるものでございます。前年度比3.0パーセントの減となっており、ほぼ前年度並みではございますが、被保険者数の減少等もございまして、保険給付費が減少傾向にあることを踏まえ、一般被保険者療養給付費を前年度比23,000,000円減、保険給付費全体でも前年度比39,716,000円の減で計上しているものでございます。

次に、農集会計お願いいたします。

議案第3号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ204,265,000円と定めるものでございます。前年度比3.6パーセントの増で、ほぼ前年度並みの予算規模でございます。

第2条は、地方債でございます。

5ページをお願いいたします。

浄化槽市町村整備推進事業として、町整備型浄化槽7人槽で30基相当分を整備する計画でございます。そのほかに、財源調整制度でございます資本費平準化債18,300,000円、合わせて45,800,000円を起債するものでございます。

後期高齢者医療会計をお願いいたします。

議案第4号、平成29年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69,263,000円と定めるものでございます。前年度比0.3パーセントの増で、予算規模、内容とも前年度並みの内容となっております。

水道事業会計お願いいたします。

議案第6号、平成29年度葛巻町水道事業会計予算でございます。

公営企業法を適用しての初の予算ということでございます。

第1条が、総則でございます。平成29年度葛巻町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。以下、第9条まで規定するものでございます。

第2条は、業務の予定量でございます。給水戸数2,711戸、年間総配水量1,257,667立方メートル、一日平均配水量3,445立方メートル、主要な建設改良事業といたしまして、江川地区水道整備事業197,480,000円、これは、これまでの江川簡易水道事業を名称変更いたしまして引き継ぐもので、新年度は主に畑地区で配水管工事5,474メートル、実施設計は小苗代地区から鳩岡地区までの区間のうち800メートル分等を計画しているものでございます。

第3条が、収益的収入及び支出に関するもので、収入は、第1款、水道事業収益を173,648,000円、支出が、第1款、水道事業費用を196,737,000円とするものでございます。差し引き23,089,000円の費用超過の形ではございますが、このうち費用には94,790,000円の減価償却が含まれているものでございます。

次のページですが、第4条が、資本的収入及び支出に関するもので、収入、支出とも同額の263,611,000円とするものでございます。

第4条の2の特例的収入及び支出は、今回の企業会計の移行にあたりまして、旧簡易水道会計に属する、例えば3月分の水道料金収入や各種業務委託料の支払い等、未処理のものを水道事業会計が引き継ぐための規定でございまして、今年度限りの規定になる

ものでございます。

第5条が、企業債の定めでございまして、江川地区水道整備事業の財源として、水道整備事業債122,200,000円を起債しようとするものでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を2億円とし、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を18,764,000円と定めるものでございます。

第8条、水道事業の経営に必要な経費は、その事業収入をもって充てなければならないというのが公営企業の運営原則でございまして、その例外として、公営企業法の規定に基づき定めるものでございまして、内容は、一般会計からの補助金として、企業債償還利息の概ね55パーセント、基準等がございまして、それに基づいて計算した額10,840,000円を指定するものでございます。

第9条は、水道メーターをたな卸資産として、貯蔵品として、たな卸資産としての貯蔵品として保有する予定でございまして、その購入限度額を3,800,000円と定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算実施計画書等でございます。お目通しをお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございまして、13ページの一番下の段ですが、資金残高が期首から13,317,000円増加する見込み予定の計算書でございます。

14ページ、15ページには貸借対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

当初予算は以上でございまして、次に補正予算書をお願いいたします。

はじめに、一般会計でございます。

資料は6ページの方をお願いいたします。

議案第7号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ81,354,000円を追加し、総額を8,837,857,000円とするものでございます。

第2条が繰越明許費、第3条が債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。病院建設に向けた病院会計への操出金を計上いたしております病院事業管理経費、あるいは台風10号に係る災害復旧事業費など、全部で15事業、総額2,130,221,000円を29年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次のページ、第3表、債務負担行為をお願いいたします。森林組合が取り組んでございます町産材の販路拡大等のための事業等を支援するために、組合の事業運転資金に係る損失補償を行えるようにするため、債務負担行為を設定するものでございます。期間は、今年度から30年度までの3カ年度。限度額は、組合が30年3月までに借り入れる短期資金の償還元金及び利子について、償還期限到来後3カ月経過してなお返済されな

かった場合に、その全額を損失補償するものでございます。

8ページお願いいたします。

地方債補正でございます。掲げてございます5事業につきまして、事業費の実績見込み、あるいは国からの事業量の配分調整等によりまして、総額8,447,000円を減額するものでございます。事業内容は、歳入の説明でご説明申し上げます。

事項別明細の方でございますが、まず、歳出の方でございますが、17ページお願いいたします。

2款、総務費、1項、7目、環境エネルギー推進費、15節の防災用太陽光発電設備・急速充電器設置工事31,000,000円でございますが、当初1基を予定していたものを、国庫補助事業との調整の中で、2基の設置が可能となりましたことから、基数を増やすものでございます。

19ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費、19節の臨時福祉給付金27,750,000円は、国の2次補正での措置を受けて行うものでございまして、基本的には町民税非課税の方1人につき15,000円が給付されるものでございます。

24ページをお願いいたします。

4款、衛生費、3項、1目、病院費、19節の経営安定化対策費112,000,000円でございます。これまでの病院事業経営の健全化のために一般会計から、これまで、21年度からですけれども、病院会計に毎年度操出を行い、累積債務の解消に努めてまいりました。この結果、累積欠損金が多く減少した中で、今般、新病院の開院にあたり、設備やシステム等も刷新されますことから、新病院の経営コスト等を明らかにし、経営健全化につなげるためにも、これまでの累積債務を整理し、新たな経営計画等により、健全化に取り組んでいくことが重要であると考えているものでございます。このことから、制度改革による退職引当金計上分を除く累積欠損相当額を一般会計から操出を行い、これまでの経営に係る未処理欠損金を処分整理しようとするものでございます。

25ページをお願いいたします。

6款、農林水産業費、1項、5目、畜産業費の5、粗飼料生産基盤除染対策事業費、事業費全体で10,145,000円の減でございますが、いわゆる草地等の除染対策事業について実績による整理でございます。

26ページお願いいたします。

26ページから27ページでございますが、8款、土木費、2項、3目、道路新設改良費、目全体で50,368,000円の減額でございますが、国庫補助対象事業である社会資本整備総合交付金の配分実績が当初予定を下回りましたことから、各路線間での事業料の配分調整等を行った結果によるものでございます。

30ページお願いいたします。

30ページの一番上の段でございますが、11款、災害復旧事業費、1項、1目、農業用施設災害復旧事業費、13節の設計業務38,180,000円の増でございますが、これまでには査定設計等を用意いたしまして、査定調査を行ってまいりましたが、査定調査が終了いたしましたことから、実際に工事を発注するために必要な発注設計書を調節するための経費で

ございます。

同じく、2項、1目、道路河川災害復旧事業費、15節の公共土木施設災害復旧工事148,000,000円の減でございますが、災害査定費が確定いたしましたことにより、国のルールにより初年度に実施すべき事業量、査定事業費全体の85パーセントの配分でございますが、調整いたしまして、29年度予算で実施する15パーセント分を減額したこと等によるものでございます。

次に、これらの財源となる歳入でございますが、11ページをお願いいたします。

9款、地方交付税、1項、1目、地方交付税の特別交付税173,230,000円の増でございますが、12月算定に係る確定額及び3月算定に係る分につきましては、前年度実績の概ね2分の1を目安に計上しているものでございます。

次の13款、国庫支出金、1項、3目、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧事業費負担金111,000,000円でございますが、歳出で申しあげました事業費を年度割したことによりましての減額調整でございます。

12ページをお願いいたします。

同じく、13款、2項、2目、民生費国庫補助金の臨時福祉給付金に係る補助金でございますが、給付費の全額が国庫から交付されるものでございます。

次の、4目、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金49,100,000円の減でございますが、国の配分実績でございます。

14ページをお願いいたします。

16款、寄附金、1項、2目、総務費寄附金のふるさと納税寄附金は、1月末時点での実績763件分でございます。

19款、諸収入、4項、5目、雑入の次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金24,500,000円の減及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金53,077,000円の増でございますが、いずれも民間団体の助成金でございまして、歳出の防災用太陽光発電整備設備・急速充電器設置工事の財源として予定しているものでございます。当初予定した次世代型が採択になりませんでしたことから、二酸化炭素排出方の方に切り替えまして、再申請し、採択を受けているものでございます。

20款、町債でございますが、2目、民生費の養護老人ホーム改築事業は、過疎枠全体の実績見込みによる調整の中で起債対象を増額するものでございます。

4目、労働債の雇用促進事業費及び10目の臨時財政対策債は実績見込みによる、あるいは実績による調整でございます。

土木債の各事業につきましては、歳入の社会資本整備交付金の配分が予定を下回りましたことから、事業費の減額あるいは財源振替等により調整しようとするものでございます。

11目、災害復旧事業債、1節の道路河川災害復旧事業債は、年度割により事業費を調整したことによる減、2節の農業用施設災害復旧事業は、発注設計委託費等による事業費の増額による財源調整でございます。

次に、国保会計をお願いいたします。

議案第8号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から 66,893,000 円を減額いたしまして、総額を 1,215,141,000 円とするものでございます。

今回の補正は、被保険者数減少等によりまして、保険給付費の実績が減額の見込みでありますことから、歳入歳出の減額が主な内容でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出ですが、2款、保険給付費、1項、1目の一般保険者療養給付費を 15,000,000 円の減、次の2目、退職被保険者等療養給付費を 10,000,000 円の減、11ページでは、1項、共同事業拠出金、7款、共同事業拠出金の1項、2目、保険財政共同安定化事業拠出金、国保連合会の拠出でございますが、20,700,000 円の減でございます。

歳入につきましては、7ページでございますが、3款、国庫支出金、1項、1目の療養給付費負担金 23,558,000 円の減、4款、1項、1目の療養給付費交付金、支払基金からの交付金でございますが、18,376,000 円の減でございます。

8ページをお願いいたします。

7款、共同事業交付金、1項、1目、高額医療費共同事業交付金の2、保険財政共同安定化事業交付金は 30,176,000 円の減とするものでございます。

簡水会計をお願いいたします。

議案第9号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に 174,697,000 円を追加いたしまして、総額を 885,046,000 円とするものでございます。

第2条が繰越明許費、第3条が地方債の補正でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。今回の補正は、国からの事業費の追加配分を受けましての歳入歳出の補正が主な内容でございます。追加配分の内示が12月に入ってからの内示でございましたことから、所要の工期を確保するため繰り越すものでございます。

5ページをお願いいたします。

地方債補正でございますが、借入限度額を 124,500,000 円増額いたしまして、464,300,000 円とするもので、今補正での事業費増額に伴う財源でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ、9ページですが、歳入では、簡易水道施設整備国庫補助金 50,180,000 円、簡易水道施設整備事業債を増額いたしまして、歳出としては、ここの9ページの一番下、2款、1項、1目、給水費、15節の馬淵川簡易水道配水管移設工事 27,000,000 円、これは県が予定しておりました市部内地区の砂防施設工事の延期に伴いまして、要請を受けていました配水管の移設工事も延期することとしたものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

3款、給水施設建設費、1項、1目の江川簡易水道整備事業費 206,850,000 円でございますが、国の追加配分を受けましての事業費増でございます。

集排会計お願いいたします。

議案第10号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に646,000円を追加いたしまして、総額を214,183,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の補正は、下水道事業債償還基金費県補助金、あるいは農業集落排水事業債償還基金に積み立てるための予算計上等でございます。

次に、後期高齢者医療会計お願いいたします。

議案第11号、平成28年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございまして、7,346,000円を追加いたしまして、総額を76,423,000円とするものでございます。

6ページ、7ページお願いいたします。

今回の補正は、特別保険料の実績見込みによる増額と、この分を財源といたします広域連合納付、あるいは前年度繰越金の処理のための予算計上でございます。

補正関係は、以上でございます。

議案集に戻っていただきまして、19ページお願いいたします。

議案第13号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例でございます。

本条例案につきましては、主には消費税引き上げ延期に対応しての措置でございますが、資料によってご説明申し上げます。

資料の9ページお願いいたします。

葛巻町町税条例等の一部を改正する条例について、まず、1、改正の趣旨でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び関係政令が平成28年11月28日に公布されたことを受けまして、町税条例も所要の改正を行うものでございます。

このことにつきましては、地方税等の一部改正法が平成28年3月31日に公布され、これを受けまして、去る7月定例会議で葛巻町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をご承認いただいたところでございました。今般この地方税法の一部改正をさらに一部改正する法律が28年11月28日に公布されたというものでございまして、このことを受けての対応でございます。

条例改正の背景でございますが、主には、冒頭申し上げました消費税率の引き上げが、当初予定の29年4月1日から31年10月1日に2年半延期されたことにより、関係条文の整備を行う必要が出てまいったというものでございます。

条例改正案の概要でございますが、今回の改正は2条で構成してございまして、第1条関係は、こちらは消費税の方には直接関係ないのですが、いわゆる個人町民税における住宅ローン減税の適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日までの2年間延長するというものでございまして、本則の方の改正でございます。29年4月1

日からの施行でございます。

次の第2条関係が消費税率引き上げ延期に伴う対応でございまして、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案でございます。

具体的な各条文等の趣旨につきましては、資料の3、条例改正の概要中(2)の① 軽自動車税の欄等以下で整理してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

基本的な改正事項といたしまして、軽自動車税を種別割に変更すること、あるいは環境性能割を新たに設けることとありますが、経過、経緯が少し複雑になってございます。

少しだけ例を申し上げますと、まず、第1条で、28年7月定例会議後、改正条例案を第1条中、消費税率を引き上げに伴い改正することとした軽自動車税に係る種別割、環境性能割の各規定について、一旦、28年7月定例会議前の状態に戻す改正を行ってございます。

ちょっと分かりづらいですので、お配りしております、こちらの資料の方を一つだけ確認いただければと思います。議案資料補足ということでお配りしてございますが、1ページの方をお願いいたします。

ここに3段書いてございまして、一番最初、左側、28年7月定例会議前の条例でございます。それを専決したのですが、7月定例会議後ということで、真ん中らへんに軽自動車税を種別割に変えるという改正をしてございます。今般29年3月の改正では、これを、消費税率を引き上げた関連でございまして、また、軽自動車税に戻すという改正をしているというようなパターンのものでございます。施行が、29年4月1日からございまして、これが31年9月まで、この状態が続きます。

次に、今回、第1条の2を追加してございますけども、今、右端が軽自動車税となつてございますが、23ページの方をおめくりいただきたいと思ひます。23ページの方に、19条の2というのがございます。真ん中にごございますけども、これが、今般3月定例会議後、軽自動車税、先程の右端と一致するものでございます。これを、さらに1条の2で、また、種別割に戻すような改正をしてございます。同じようなことを繰り返しているような感じで、結局、施行日が違うということで、こちらは31年10月1日から消費税率が導入される時期からの施行ということでございます。こういったパターンの条例改正でございます。

以下につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入時期等が変更になったことに伴っての規定の整備、あるいは関連する消費税率の延期によって所要の整備、必要な整備等を行っているものでございますので、ご確認いただければと思います。

議案集、次の38ページをお願いいたします。

議案第14号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、国保被保険者が亡くなられたときに支給する葬祭費の支給額20,000円について、今般、同様に葬祭費の制度がございまして後期高齢者医療制度の額と同額の30,000円に引き上げて、制度間の均衡を図ろうとするものでございます。4月1日からの施行となるものでございます。

39ページをお願いいたします。

議案第15号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、各特別職に係る報酬の額を規定しているものでございますが、条例の別表中、上記以外の特別職の職員の欄、いわゆるその他一般の意味合いなのですが、の特別職の報酬の支給限度額のうち、月額支給の場合を、現行の185,000円から250,000円に引き上げようとするものでございます。

理由といたしましては、当初予算にも計上し、ご審議をお願いしているところでございますが、地域おこし協力隊の導入に取り組むこととしたところでございます。

この隊員の採用につきましては、全国的な傾向を踏まえまして、今現在、協力隊につきましては非常に売り手市場というような様相を呈してございまして、また、その力を発揮いただくために、特別職として位置づけているというのが大半でございます。

そういった中で、優れた人材を確実に確保するために、実態の先行事例等を踏まえまして、非常勤特別職の身分の、非常勤特別職の身分として、報酬を一人当たり200,000円ほどを想定しているものでございますが、そういった事情等を踏まえまして、今回引き上げるというものでございます。4月1日からの施行でございます。

次の40ページをお願いいたします。

議案第16号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例でございます。

この条例案は、現在、下町の旧役場跡地に整備を進めてございまして戸建て住宅につきまして、定住促進住宅として管理、サービス提供するために当該施設を追加しようとするものでございます。

名称が、下町定住促進住宅。位置が、葛巻町葛巻第14地割4番地1。建築年度、平成29年度としておりまして、工期を6月中旬まで延期をお願いするものでございます。今回の補正予算の繰越明許費に計上しているものでございます。構造、木造2階建1棟、1戸でございます。

施設の概要でございますが、資料の11ページの方に掲載してございます。

延べ床面積が100.19平米、約30坪。1階がLDK9帖、2階が洋室6帖が2部屋、5.5帖が1部屋。ユニットバス、システムキッチン、水洗トイレ等完備のものでございます。

次に、議案集の方に戻っていただきまして、42ページをお願いいたします。

議案第17号、いらっしやい葛巻子育て支援住宅条例でございます。

この条例案は新設でございまして、現在小屋瀬地区に、隣接市町あるいは盛岡圏などに通勤、通学可能なし、1ターン者向けに子育て支援住宅の整備を進めてございます。今般、設置条例を設置しようとするものでございます。

第1条の設置でございますが、子育て世帯の町外からの移住を促進するとともに、将来にわたり定住できる環境を整備し、もって持続可能な町づくりに資するため、いらっしやい葛巻子育て支援住宅、略称でいらっしやい住宅を設置するものでございます。

表の中ですけれども、名称、小屋瀬いらっしやい住宅。位置、葛巻町葛巻第28地割17番地13。旧JAのコールドセンター跡地でございます。築年度、平成29年度としておりまして、こちらの方も工期を6月中旬まで延期をお願いするものでございまして、繰

越明許に計上しておるものでございます。構造等、木造2階建2棟、戸数2戸でございまして、先ほどの定住促進住宅と同じでございますので、後ほど資料等をご確認いただきたいと思っております。

第2条が入居者の資格でございまして、町や地域の発展に協力し、町への速やかな住民登録及び将来にわたりいच्छい住宅へ定住することが可能であること、小学生以下の児童を養育していることを柱に、以下の全部で5項目ほどの要件を掲げ、いずれも満たす者でなければならないとしているものでございます。

3条の入居者の決定でございしますが、まず、公募し、応募者のうちから入居審査を踏まえまして、町長が決定するものでございます。

4条では、入居者の選考審査のため住宅入居審査委員会を置く旨の規定。

5条では、家賃を月額39,000円と定めるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

議案第18号、葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございします。

この条例は、上水道が、新年度から地方公営企業法が適用される水道事業に移行されますことに伴いまして、同法の規定により水道事業に従事する職員の給与に関する規定につきまして、一般職に係る条例とは別立てで改めて条例制定をしなければならないということから、今回上程するものでございます。

条例の内容につきましては、企業職員の給料及び手当の種類、支給基準等につきまして、一般行政職員との均衡を失しないよう関係諸規定の定めによるほか、一般職の職員の給与に関する条例に準じて規定してございます。また、今般ご報告申し上げました職員の育児休業等に係る専決処分の規定に関しましても、第17条等にその内容を反映させてございます。なお、手当に係る具体的な額等につきましては、管理者である町長が別に定めるというようにしてございます。4月1日からの施行でございします。

49ページをお願いいたします。

議案第19号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございします。

現在、改築を進めております葛葉荘の請負契約につきまして、契約金額を18,145,080円増額しまして、818,425,080円に変更しようとするものでございます。

増額の主な理由でございしますが、基盤を支えます地中の支持地盤が想定より深かったことによりまして、不良土の搬出量、あるいは不良土掘削後の置き換え用資材等が増えたほか、一部機械設備の材質を不燃材料に変更する必要が生じたことから、増額するものでございます。

なお、この工事につきましても、こういった事情、あるいは降雪降雨等の影響等も重なりまして、29年6月まで工事工期を延長することで、繰越明許費の方を計上いたしまして、お願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

お疲れ様でございます。

議案第5号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量でございますが、病床数ですが、一般病床は60床でございますけれども、新病院に移行後は42床とするものでございます。療養病床に関しましては18床で同じということになります。

患者数ですが、一般病床入院患者数、年間で12,410人、1日平均34人を見込んでおります。療養病床入所者数ですが、年間5,840人で、1日平均16人を見込んでございます。外来患者数でございますが、年間36,600人で、1日平均150人というように見込んでおるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収入ですが、第1款、病院事業収益が974,579,000円。支出、第1款、病院事業費用が1,325,441,000円でございます。なお、特別損失中病院解体196,000,000円の財源に充てるため、企業債196,000,000円を借り入れるものでございます。

第4条、資本的収入及び支出です。収入は、第1款、資本的収入が663,012,000円。支出が、第1款、資本的支出670,453,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,441,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,441,000円で補てんするものとするものでございます。

第5条の企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的でございますが、医療器械整備事業に382,600,000円、葛巻病院建設事業及び解体工事に418,000,000円を計上しておるものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は4億円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費が545,479,000円、交際費が1,550,000円でございます。

第8条、たな卸資産購入限度額は169,387,000円と定めるものでございます。

第9条、重要な資産の取得でございますけれども、取得ですが、種類といたしましては建物で、病院本館が一式、そのほかに医療器械器具が検体検査システム以下、表のとおりでございますが、そのほかに、その他備品として、電子カルテシステム一式と厨房機器一式でございます。また、処分といたしましては、建物で、病院本館の旧館部分を処分するものでございます。

以上で説明を終わりますが、6ページ、目以下の実施計画等につきましては、お目通しいただきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第12号でございます。平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出でございます。収入ですが、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益が2,471,000円減額で249,772,000円。第3項、特別利益が112,539,000円増額の162,541,000円で、総額1,099,459,000円となるものでございます。

支出ですが、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用、4,188,000円増額で940,281,000円。第2項、医業外費用5,102,000円減額で5,603,000円。第3項、特別損失ですが、370,000円増額で373,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出でございますが、収入、第1款、資本的収入、第1項、企業債ですが、1,600,000円減額で総額2,218,231,000円となるものでございます。

支出ですが、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費ですが、1,044,000円減額し、総額2,232,196,000円となります。

次に、2ページの第4条、企業債ですけれども、こちらは医療機器整備事業ですけれども、変更前9,100,000円が、変更後は7,500,000円となるものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費ですが7,916,000円増額の557,597,000円となります。

第6条のたな卸資産購入限度額ですけれども、140,351,000円を148,079,000円に改めるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。主なところだけを申し上げていきますけれども、1款、病院事業収益のうち3項の特別利益の中の3目、他会計繰入金、1節、一般会計補助金でございますが、一般会計の方でも説明しておりますけれども、経営安定化対策といたしまして、累積赤字解消に向けて112,000,000円を増額するものでございます。

次に、支出の方でございますが、病院事業費用、1款、病院事業費用、1目、医業費用、給与費のところ、3節、賃金及び4節、報酬でございますが、それぞれ増額となっております。また、2目の材料費では、1節、薬品費及び診療材料費がそれぞれ増額となっております。

また、6ページですけれども、16節の諸会費のところ、派遣医師給与費が12,419,000円減となっておりますけれども、こちらの方は県派遣の医師の派遣がなかったための減額となるものでございます。

次に、7ページでございますが、資本的収入及び支出でございますけれども、収入の1款、資本的収入、1項、企業債、1目、建設企業債でございますが、医療機器整備事業で1,600,000円の減額となっておりますし、また、支出につきましても、1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、その他備品のところで、薬用保冷庫ほか5件を買っておりましたが、そちらの方で1,044,000円減額となっているものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、8ページのキャッシュフロー計算書以下につきましてはお目通しをいただきまして、よろしくご審議を願いたいと思います。以上で説明を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第1号から議案第19号までの19議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第1号から議案第19号までの19議案については、今会議中に審査を終え、3月14日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第19号までの19議案については、3月14日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第7号から議案第19号までの13議案の審査については、3月7日に行い、議案第1号から議案第6号までの6議案の審査については、3月9日及び10日の2日間で行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 12時37分）